

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年1月5日認可した。

平成24年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宝幢寺池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柳井出水地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大林地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山神新池地区